



弘前大学男女共同参画推進宣言《学長宣言》

弘前大学は、平成21年8月に男女共同参画を宣言し、同年10月には男女共同参画推進室を設置し、さらに平成22年4月には、次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、男女共同参画の推進のために積極的に取り組んでまいりました。

本学の根本精神である「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」の実現には、男女共同参画の推進が不可欠です。

性別、年齢、国籍等を問わず、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、誰もが学びやすく働きやすい環境づくりが必要です。

これからも不断の努力を重ね、以下のような取り組みをもとに、男女共同参画をより一層推進することを、ここにあらためて宣言します。

- ① 弘前大学は、教育・研究・就労・就学における機会均等を推進します
- ② 弘前大学は、男女共同参画を妨げる要因を精査し、これを排除します
- ③ 弘前大学は、大学運営にかかわる性別等における格差を是正し、男女共同参画を推進します
- ④ 弘前大学は、仕事と家庭・地域生活の両立を可能にするワーク・ライフ・バランスモデルを構築します
- ⑤ 弘前大学は、次世代育成支援対策を推進します
- ⑥ 弘前大学は、国際交流を通じて男女共同参画を推進します
- ⑦ 弘前大学は、これらの男女共同参画の推進を地域社会に発信します

平成24年6月14日 弘前大学長 佐藤 敬

弘前大学 男女共同参画推進室

TEL.0172-39-3888
E-MAIL equality@hirosaki-u.ac.jp

結婚・子育て・介護 あなたが利用できる 学内制度



結婚について

介護について

結婚

介護

結婚休暇

連続5日以内

短期介護休暇

年5日以内

介護休業
介護部分休業

6ヵ月以内

超過勤務の軽減
深夜勤務の制限

申し出た期間

弘前大学には

ライフステージに応じた

柔軟な働き方や

休暇の制度があります。

結婚・子育て

	種類	取得可能期間	常勤職員			非常勤職員			申請書類に添付するもの・備考
			女性	男性	給与	女性	男性	給与	
結婚に関する制度	結婚休暇	結婚日5日前から結婚後1ヵ月の期間内において連続する5日以内の期間	○	○	有給	×	×	—	結婚の日が確認できる書類
	妊娠に伴う休息、補食のための時間	妊娠中の職員が請求し、承認された期間	○	×	有給	○	×	無給	母子健康手帳・医師の証明書等
ママになる人のための制度 ※妊娠中及び産後年	妊娠に伴う通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じ1時間の範囲内で承認された期間	○	×	有給	○	×	無給	母子健康手帳・医師の証明書等
	保健指導又は健康診査	妊産婦の職員が請求し、承認された期間	○	×	有給	○	×	無給	母子健康手帳の写し
	危険有害業務の就業制限	妊産婦の期間	○	×	—	○	×	—	—
	業務軽減	妊産婦の職員が請求した期間	○	×	—	○	×	—	母子健康手帳・医師の証明書等
	深夜勤務の制限	妊産婦の職員が免除を請求した期間	○	×	—	○	×	—	母子健康手帳・出生届出済証明書
	超過勤務、週休日勤務の制限	妊産婦の職員が免除を請求した期間	○	×	—	○	×	—	—
	産前休暇	6週間(多胎の場合14週)以内に出産予定の職員が申し出た期間	○	×	有給	○	×	無給	出産予定日が確認できる書類等
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	○	×	有給	○	×	無給	出産の日が確認できる書類
パパになる人のための制度	妻の出産に伴う休暇	出産予定の入院等の日から出産後2週間の期間内において2日以内	×	○	有給	×	○	無給	—
	育児に参加するための休暇	出産予定日の6週間(多胎の場合14週)前から出産後8週間の期間内において5日以内	×	○	有給	×	○	無給	出産予定日が確認できる書類等
育児に関わる人のための制度	保育のための休暇	生後1年に達しない子を養育する場合、両親合せて1日2回、各30分以内の期間	○	○	有給	○	○	無給	半日単位の休暇を取得した場合1日1回30分を限度
	育児休業	子が3歳に達する日までの期間	○*	○*	備考1	○*	○*	備考2	親子関係及び子の生年月日がわかるもの 備考1: 無給(育児休業給付等手当あり) 備考2: 無給(育児休業給付あり)
	超過勤務、週休日勤務の制限	3歳未満の子を養育し、請求した期間	○	○	—	○	○	—	—
	超過勤務の軽減	小学校就学前の子を養育し、申し出た期間	○	○	—	○	○	—	母子健康手帳・出生届出済証明書
	深夜勤務の制限	小学校就学前の子を養育し、請求した期間	○	○	—	○	○	—	母子健康手帳・出生届出済証明書
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する場合、年5日以内(2人以上10日以内)	○	○	有給	○	○	無給	—
	育児短時間勤務	子が小学校就学するまでの期間	○*	○*	備考3	○*	○*	備考3	親子関係及び子の生年月日がわかるもの 備考3: 勤務時間に応じて定める
育児部分休業	子が小学校就学するまでの期間で、勤務時間の始め又は終わりに1日に2時間内	○*	○*	備考4	○*	○*	備考4	親子関係及び子の生年月日がわかるもの 備考4: 無給(勤務しない時間について減額)	

介護

	種類	取得可能期間	常勤職員			非常勤職員			申請書類に添付するもの・備考
			女性	男性	給与	女性	男性	給与	
介護に関する制度 ※要介護者とは常時介護を必要とする状態にある家族	短期介護休暇	家族の介護等のため必要である場合、年5日以内(2人以上の場合は10日以内)	○	○	有給	○	○	無給	要介護者の状況・要介護者との関係が確認できるもの
	介護休業	1要介護状態ごとに通算6ヵ月の期間内において必要とする期間	○*	○*	備考5	○*	○*	備考6	要介護者の状況・要介護者との関係及び他の介護者の状況がわかるもの 備考5: 無給(介護休業給付等手当あり) 備考6: 無給(介護休業給付あり)
	介護部分休業	1要介護状態ごとに6ヵ月以内(介護休業と併せて6ヵ月以内)	○*	○*	備考7	○*	○*	備考7	要介護者の状況・要介護者との関係及び他の介護者の状況がわかるもの 備考7: 無給(勤務しない時間について減額)
	超過勤務の軽減	族の介護を行う職員が申し出た期間	○	○	—	○	○	—	—
	深夜勤務の免除	家族の介護を行う職員が請求した期間	○	○	—	○	○	—	—

※非常勤職員は契約職員及びパートタイム職員 ※「○」一定の基準に該当する場合利用可能 ※ここに示した添付書類は一般的な例のため、各々の状況によって追加書類が必要な場合もあります。
※申請書類の入手、および提出先については個々の書類によって異なります。まずは、各部局の総務担当もしくは人事担当にご相談ください。